

議案第 9 号

清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例

清水町個人情報保護条例（平成 14 年清水町条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加える。

第 27 条の 2 第 2 項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第 2 項」の次に「(これらの規定を番号利用法第 26 条において準用する場合を含む。)」を加える。

第 32 条の 2 第 1 項第 1 号エ中「第 28 条」を「第 29 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。